

伊藤宏之 著

『イギリス重商主義の政治学——ジョン・ロック研究——』

(蒼樹出版、一九八九年、Ⅷ十三一〇ページ)

友岡敏明

一、

本書の章構成は、次のようになっていいる。すなわち、「はしがき」、「凡例」、第一章「ジョン・ロック研究の問題点」、第二章「ロック統治論の基本的構成」、第三章「ジョン・ロックの生産論」、第四章「ロック政治哲学の基礎構造」、第五章「ロック所有理論の歴史的 성격」、第六章「ジョン・ロックにおける自然法学と経済学」、補論(書評)「N・ウッドのジョン・ロック像について」、である。各章は、さらに、二ないし五の節に細分されて論究が進められている。これらは逐一紹介する必要はないであろう。

右の各章タイトルを一覧して、些事ではあるが気付く点は、冒頭に来る表示が「ジョン・ロック」と「ロック」と混淆していることである。ここは、やはり形式上の統一を図ってどちらか一つを採用すべきであつたらう。さらに、同じく形式的・技術的な問題であるが、本書が一貫的な視点に基づくロック政治論の根底を探求した書物であるにもかかわらず、各章の表

現がその根底の抽出および確認に向けての進行過程を伝えてくれる用語の選択——第一章から第四章までは、いわば落ち着き所まで論究がせり上がっていく一つの全体的シークエンスをなしているが、それに相応した用語の選択——に成功しているとは言い難いように思われる。例えば、第三章にいうロックの「生産論」の表現は、通常の用語法では経済範疇のコノテーションのそれであって、その前後の章のタイトルを「統治論」と「政治哲学」といった大きな政治学概念で表示したその脈絡とは、いささか釣り合いが悪い。ここは、例えば、第三章「統治論の経済的根基」なり第三章「統治論のイデオロギーの性格」とすることによって、前後の概念の種的統一を図りうるし、章を追って進行する探求という本書の内容に即した連続性を表示する上で、いっそう目的のたたりうるだろうと思われる。以上、とりあえず本書の目次紹介に際して、論究展開の章タイトルの次元における伝達の仕方に、いままの工夫の余地があったのではないかと思われた点を指摘した。

次に、本書全体の『イギリス重商主義の政治学—ジョン・ロック研究—』というタイトルについても一言しておきたい。それは、副題と主題の設定の仕方についてである。

本書は主題が「イギリス重商主義の政治学」となり、副題が「ジョン・ロック研究」となっている。もし「イギリスに固有な重商主義」を体現する思想家が他にも存在するそのなから、一つの典型例としてジョン・ロックを取り上げて、これによってイギリスに固有な重商主義を例証する手法を採るならば、現タイトルは確かに一つの表現方法であると思われる。しかし、それならばそれで、例をロックに絞ったうえで「イギリス重商主義の政治学」という主題の究明に赴く旨のイントロがあつてしかるべきであろうが、本書のそもその書き出しは、「ロックの思想構造の分析を意図する」(「はしがき」、I)となつている。これ以外には、何らの一般的トレンドの表象たるべき典型としてのロックの位置付けを本書中に発見することはできない。あるいは、ひょっとして、その典型性が暗黙の前提とされていて、言及の要のないものと処理されているかもしれない。しかし、実際問題として、著者を優秀なロック研究者と見る評者の先入観は別にしてもなお、本書を一読すれば、やはり本書はロックの思考営為の特質の究明であつて、その特質を「イギリスに固有な重商主義」のイデオログたるに定位せんとしていることは、明らかである。してみると、ロックがある思潮の典型例として扱われるよりも、ロックの内なるあるイデオロギーの析出が扱われているのであつて、本書のタイトルもそれに応じて「ジョン・ロックの政治学—イ

ギリス重商主義の表象』であるほうが、名は体を表すべく、それなりに主・副の所を得た表現となるのではないかと思われるのである。

以上、著者にとって「難癖」とも響きかねない技術的・形式的な点にわたる指摘を行ったが、本書の実質は勿論こうした形式をはるかに凌ぐものとしてある。そこで、この本書の実質面における評者の評価と疑問点の提示に赴くわけであるが、その際、しかしながら、「経済史研究の成果を……ロック研究に役立てたい」(四ページ。以下、本書からの引用やそれへの参照箇所を表す)と著者がいうように、その方面の著者の知識は、評者の十全の理解がとうてい及ばざるほどに該博で、かつ深い。したがって、そうした方面の知識が縦横に援用されたこのロック思想研究書を読み解くうえで、評者の浅学・無知に基づく誤解の可能性が多々あるものと惧れざるをえない。だが、それをも押してなお本書の評を企てるのは、ロック思想研究の深化と進展への一個の捨て石たらんとする小論の意図以外にはなく、この意図こそ、無謀な企ての唯一のジャスティフィケーションである。

以下、本評論の第二節では、本書が企てるロック像探求の方向提示のうち、まずその前半、すなわち第一章の所論を点検することにす。続く第三節では、第一章の所論の成果の一部の確認(松下説克服の方向の確認)に他ならない第二章をふくめて第三、四章を通じて展開されている著者のロック思想分析を一つの連続的な叙述のうちに検討することにす。その際、第四章を区切りとするこの意味は、第五章が第四章までの「補説」であり、第六章が経済活動と市民社会を「神の意志」自然法」の展開として第三章を補充したものであるから、著者の所論の基本的な部分の書評としては、それで足りるということである。ただし、このことは、必要な限度における第五、六章への言及を排除するということではない。そして、本評論最後の第四節では、古典的思想家ロックに対する本書の分析視角の根本的な意味についての評者の根本的な疑念を提示してみた。

二、

市民革命期イギリス重商主義のイデオログとしてのロック像を析出する本書の狙いにおける第一章の役割は、ロックの思想における非連続的性質の存在を強調していたロック研究界に対して、統一的解釈の視点の存在可能性を具体的に指摘することによって新たな寄与を行う方向を定位することにある。著者は、まず、ロック思想にあるとされる非連続性の例を、羽鳥卓也氏と松下圭一氏のロック像にとっている。羽鳥氏の析出した非連続性とは、ロックにおける「市民革命の論理と国民主義の論理」との、相互に内面的論理連関性を何らもたない「並存」であり、松下氏のそれは、自由な個人から論を出発せしめる「政治正統論」（立法機関としての議会）と「身分的政治機構論」（立法機関に参加しつつ大権を担う行政機関としての君主）との間の、「奇妙な矛盾」である。著者は、次に、そうした羽鳥氏と松下氏のロック像をそれぞれ独立に設けた節で検討し、いずれも非連続と考えられていたところに連続の糸——本書の言葉でいえば「構造的把握」がなされた「論理連関」（三ページ）ないしは単に「構造的連関」（二一、一七ページ）——を通すことができるのである。

この連続性の糸を見出す重要な端緒は、思想にとつての規定的サブストラクチャーとしての「重商主義」の存在である。近代経済史学の大御所的存在である大塚久雄氏が、名譽革命のころの「ジョン・ロックをはじめとするブリティッシュ・マナーチャント派の重商主義者たち」（二〇ページ）を指摘し、右の羽鳥氏自身もロックを名譽革命のころのイギリス「重商主義」体制の受益者階級たる「産業資本のイデオログ」（七ページ）と位置づけていたことが、著者にとつて、格好の推論ベースを提供したものとなっている。大塚氏と羽鳥氏の間には、いっそう細かいレベルで——産業資本の果たした歴史的役割をめぐって——の相違が存在するものの、両者に代表されるような経済史学界からの共通の提言は、著者にとつて名譽革命期の思想の腱なり筋なりの解きほぐしと、それらの統一的説明とを一貫的に可能とするイギリスの「重商主義」という歴史的範疇であったのである。この範疇は、この後、単に「歴史的意味」（三七ページ）とか「歴史的 성격」（第五章全体）として、表現を変えて姿を表すことになる。

しかしながら、本書、特に第一章を読むことによって次のことが了解される。すなわち、「重商主義」一般といった概念で

はいまだ「大貿易・商業資本および地主」よりなる名誉革命政権が「マニユファクチュア資本の利害を保護・育成する」こととのエニグマは説明しきれない。そこで、山之内靖氏の原始蓄積分析が採用され、イギリスの貿易政策においては「大貿易・商業資本の利害の独占化に対しては強力的規制が図られ」、かたや「基本的にマニユファクチュア資本の保護・育成」が目指されたという（一三ページ）イギリスの経済史的事実の認識によって、エニグマの解説が図られるということである。そして、このイギリスにおいて観察された経済史的現象を一般化して、「市民革命の論理」と「民主主義の論理」の「並存」ならぬ、前者を「基軸としつつ、なおそれによって媒介されて」後者が存在する（一五ページ）といった両論理の連関方式が入手されて、この連関方式のうちに「並存」説の克服の方向が構想されることとなったのである。

この「並存」説の克服は、著者にとって、同時に、政治論としての松下氏の「奇妙な矛盾」の克服へのインプリケーションでもあった（一七ページ参照）。ただし、著者は、羽鳥説の分析を直接松下説に適用するのではなく、松下氏のいう「矛盾」を独自の分析し、その表現が誤解であることを指摘するという方法をとっている。

松下氏が「矛盾」と称したのは、ロックの「市民国家」の弁証がもつばら「所有権擁護機能」に照準を合わせていると誤解したことに基づくのであって、真相がロックの政治権力一般の弁証論における「公共の福祉」の観点の存在であるとすれば、君主にも立法機関と同様の積極的存在理由があったことを認めざるをえないはずである。もしこのことを承認すれば、松下氏のいう「矛盾」は、解消することとなる、というのである。そして、矛盾解消とともに浮上する、君主の存在意義の著者による積極的評価は、第二章のタイトルにあるロック政治論の「基本的構成」というふうに「基本的」とまで表現されるほどであって、松下説との対照における本書の特徴の一つとなっている。ただし、著者は、政治権力に託された「所有権擁護」と「公共の福祉」の追求という二つの機能がいかに関連するかという問題が残る（二四ページ）ことを見逃してはいない。だが、見逃されていないとはいえ、この矛盾を孕む問題性の根源的存在をいかに説明するかは、本書を読むかぎりでは、不明である。それは、階級社会の宿命であろうか。否、それは、政治の起源とともに古い、人間社会に宿命的とされる古典的問題であり、したがってその問題性解決へのインスピレーションも、いわゆる「重商主義」の内在的分析を越え出たところに求められる必要があるように思われるのだが、著者は恐らく論をその方向へ進めることなく、他の方途をとるものと思

われる。それは何かを知る興味が、明確な形で満たされなままに終わっていることは残念な点の一つである。

ともあれ、以上のように、著者は、羽鳥、松下兩氏をバネとして、ロック思想における非連続的な表見の特徴を超えた統一像の把握の方向を打ち出したが、これは、本章の「はじめに」において設定された目標——羽鳥氏と松下氏を検討の照準としたロック解釈における「二重性」ないし「矛盾」の克服方向の発見——に照らしていえば、説得的な成功を収めたと言へるであらう。だが、著者は、以上の問題処理に続いて、本章の「はじめに」におけるその限定された目標設定中には存在しなかつた検討項目を本章で手掛けている。そこでは、評者のロック解釈像が粗上に乗せられている。ロック政治思想研究を取り巻く環境として、「ロック思想における『宗教的先占観念の理論的中核性』に注目する〔顕著になりつつある〕一傾向」(三〇ページ)が注目されるなかで、「『神の作品』の政治学」と表象されるその「傾向」の一つの典型が、評者のロック解釈像と評価されたごとくである。そこで、拙著「ジョン・ロックの政治思想——『伝統』と『革新』の一断面——」(名古屋大学出版会、一九八六年)よりの六ページを割いての正確かつ公正な要約がなされ、そのまま拙著に対する評価ならびに批判へと収斂している。評価された点は、ロック思想における「宗教的実質の重さ」を読みとつたこと、批判は、そうした宗教的実質の「社会的・歴史の意味」を等閑に付した点におかれた。著者のいう「歴史的」とは、右に見た通りであるから、その意味するところは、「イギリスに固有な重商主義の政治学」に結像するにいたるまで「『神の作品』の政治学」の「社会的・歴史の意味」を問うべきであつたとされるわけである(三七―八ページ)。拙著へのそうした言及は、本書第一章における論構成上多少の唐突さを残しながらも、著者の構想する連続的ロック像は宗教的ファクターをも包摂するに耐えうる歴史の実像であることを示さんとした、著者の構想の大きさと著者の確信を物語るものである。粗上に乗せられた評者としては、著者の統一的观点を得ようとした立場に潜む知的誠実さを評価したいと思う。だが、同時に、統一的ロック像を探索するその了とすべき著者の意図とは別に、歴史的事実的範疇と永遠的価値的範疇の扱いについては、著者の立場は問題性を孕んでいるのではないかとの疑念が評者には残る。この点、節を改めて(第四節で)検討することにする。

ロック『統治論』の内容が、その執筆時期にかかわりなく、名譽革命という歴史的事実の理論的弁証に適合的であるとロック自身が判断したことは、著者のいうように、疑いないところである(四五ページ)。その名譽革命は、王政復古後のイギリスを襲った「再版絶対主義」と呼ばれる国王ジェームズ二世による絶対主義を覆した「革命」であり、ここに国王の積極的存在理由の弁証が『統治論』の本質的一部であったという著者の主張の歴史的端緒がある。だが、絶対主義の転覆が必ずしも君主制の廃止を意味しないことは、『統治論』の「序文」に、『統治論』が「現在の国王であるウイリアムの王位を確立するにも、また国民の同意の中に彼の資格を根拠づけるためにも充分」である旨を謳っている(四五ページ)ことから判る。

ロックの制限君主制擁護とは、次のことである。すなわち、ジェームズ二世廃位後のウイリアムの国王就任という事実のうち、「同意」信託」を経由したまさにその国王(政治正統論の範疇)に「絶対主義批判」(六一ページ)ともなる対絶対主義の「国民的對抗結集」(五九ページ)を読みこんだ点である。

このいわゆる「名譽革命体制」は、ロックにあつて、神に淵源する「自然法的秩序」の保守という大儀名分が理論的に与えられると著者は言うのであるが、第二章では、ロック思想分析に際して、その「自然法的秩序」自体の存在構造(これは第四章で扱われる)が視界におかれるのではなく、逆に、「自然状態」を出発点とする推論に見られる「自然法的秩序」つまり「全人類の保存」(六二ページ)の「構造とその歴史」具體的性格」が問われるのである。

ロックの「自然状態」は、神与の肉体と理性・感覚を有する各個人の労働に立脚する私的所有の保護「自己保存」の正当性をベースにして存在する「社会的行為規範」つまり「自然法的秩序」があり(六八ページ)、これの有効性確保のために政治権力が存在するにいたる。著者の表現によれば、「ロックの政治権力の正統性は、『自然状態』における所有権の維持・規制・促進に他ならない」(七八ページ)となる。フィルマーの神授権説による強大な君主主権は、こうした意味の「自然法的秩序」の保守とは逆行的なものであり、名譽革命体制とは異質であり、ゆえにロックによって論駁されねばならなかった、と著者はいうのである(六四ページ)。このロックとフィルマーの対峙のせしめ方は、『統治論』両篇を対フィルマー論駁とした

ラスレット説の重商主義政治思想家ロック像への取り込みの好例をなす点であり、興味深いものがある。

国際関係に目を転じて、政治正統論は、人類がただ一つの共同体ではなく、複数のより小さな共同体つまり各個別の政治社会へと「同意」を介して分化することを示す。そうしてみると、正統的政治権力が各所に存在し、それらの間に「自然状態」的關係が存在することを否定しえないではないか。そして、そうした關係に処すに、政治正統論はまた、立法機關と並んで各政治体内への設立を弁証されていた執行機關への「連合権」の付与をもってするのではないか。この「連合権」には、変転常なき政治体間の關係を政治社会設立目的の實現に向けて処理していくために、単なる法の執行にとどまらない「大権」という高度にディスタクレーションナルな権能が付与されることになるのではないか。本書の意を掬んで集約すれば、ロックにおける君主主権の存在を擁護する論法は、かくのごとく進行するように思われる。

かくて弁証される君主の「大権」がはたして政治社会設立目的の追求にどこまで忠実であるかは、「法の規定によらず、時にはそれに反してでも」「公共の福祉」のために機能すべきものであるがゆえに、プロブレマティッシュであると、本書によっても認識されている(七一―二、七四―八、八〇ページ)。しかし、そのような問題性をかかえながらも、「大権」を有する君主は、「自然状態」的国際關係において政治体の存続と繁栄のためにはシネ・クワ・ノン——つまり、合政治正統論的——だと、本書によって承認されたのである。かくて、政治正統論から出た強力な君主権力概念の反映としての第二章に付した「ロック統治論の基本的構成」のタイトルは、そのまま松下説への強力な反論となった次第である。

だが、章を改めた(第三章の)冒頭において、著者自身、以上のこうした考察で得られたロックの表見的非連続的要素の一貫的把握を可能ならしめる「構造的連関」が「概念的であると主張し、「このような構造的連関を現実ならしめたものは、なお解明されたとはいえない」と明言している(九一ページ)。「現実ならしめたもの」とは、「構造的連関」の「論理的基底」とも呼ばれ(九二ページ)、具体的にはロックの「生産諸過程の把握＝生産論」を指している(九二ページ)。この点の「解明」が第三章の課題となっている。かくて、第三章は、ロック統治論のイデオロギー分析を行う本書の心臓部をなす部分となっている。

著者によれば、『統治論』中に「自給自足的經濟社会が近代社会に転化する」プロセスが描写されている(九六ページ)。「統

治論」は、有効需要の創出を「全人類の保全」の名において弁証する商品交換社会の存在と、一つの人間の工夫としての貨幣の導入と市場の仕組の存在を承認しているのである。ロックの所有論には、一方において「生産および社会の狭隘な自然発生的限界」の打破」と「原始的蓄積の正当化」が、他方において「近代的生産主体「不平等性をもこめた」の成立についての原理的把握」が見られる（二〇〇ページ、「」内は評者）。能力・勤勉等の主体側における不平等→有効需要↓貨幣↓市場→原始的蓄積といった「統治論」における経済過程の理論的理解の具体像を、ロックの経済政策書「利子・貨幣論」を透過して見てみると、そこには、社会活力の源をなすマニファクチュア資本の保護・育成と「それに牽引された農業余剰の産出」の奨励等が見えてくる（二〇九—一〇ページ）。こうした政策目標の追求には、貨幣不足の克服が重要であって、対外的には「貿易」における「入超」を図り、対内的には独占的資本を抑えて「労働貧民や職人」の生活を確保する——ロックの言葉では、「人類の誠実な勤労を保護し奨励しようとする」となる——経済政策が必要となるのである（二一一—四ページ）。これを逆にして、中産農工階層に保護の視線が遮断されるということは、国内諸産業の衰退に拱手傍観するのと同然であり、亡国的である。したがって、議会が「大貿易・商業資本および地主がその主要なメンバー」となっているという歴史的事実に鑑みて、ロックにおける「神のごとき強力な君主」の要請があることとなるのである（二二五ページ）。ここに「近代的ナショナルリスト・ロック」を語る根拠があるとされるのだが、その「ナショナルリズム」は、不合理的エネルギーの噴出ではなく、「工業生産の発展↓食料や原料（ならびに土地）への有効需要の増大↓農業生産者（したがって地主）の利益」（一四一—四一ページ）といったナショナルな規模での循環過程に対する共感・洞察によって制御されたエネルギーの活動である、とされる。それが、著者の直接関係づけるところとはなっていないが、著者が強調してやまないイギリス特有の形態としての「重商主義」ということにならう。なぜならば、「マニファクチュアに牽引された農業生産」蓄積の拡大による「国富」を図ることに見られる「中産的生産者層」の「農工連帯保護制度」（一四二—二ページ）、これこそイギリスに固有の「重商主義」であったからである。こうしたことが、著者のいわゆるロック政治論の「論理的基底」（九二—二ページ）であって、そこには、経済史家間の微妙な差異を捨象して、大きなロック解釈史、つまりマクファーンソンやシュトラウス対ラズレットやダン、タリーのロック思想解釈論争史における、著者の独特の位置を指し示すものが存在して興味深いものがある。殊に、ロック思想のイデオロギー分析

といえば、その筆頭事例として想起されるマクファーンソン——ロック政治思想を無制限的所有の肯定に基づく資本主義的収奪のイデオロギーとする——と著者のロック像との間の一線が、この上なく明確に引かれているのである。このことはイデオロギー分析的アプローチにおけるロック像の単線化を防ぎ、ひいてはロック像全体の富化と深化に資するものとなるであろうと、評者に思われる点の一つである。

ところで、「中産的生産者層」の保護は、本書によって、ロックの理論的出发点である「神の意志Ⅱ自然法」の遵守の歴史の意味の探求が導いた最終点である、とされている。いま逆に、始点に立ち返ってみると、それではその「神の意志Ⅱ自然法」が人間理性に捕捉可能なりや、可能とすればいかなる仕方によってであるか、という「認識論」の問題が存することに想到する。しかし、この「認識」の問題が単なる思弁の問題ではなく、「社会的実践の意味を問う」（一五二ページ）ことだとされるところに、本書の特徴が見られる。この作業を行う第四章は、かくて、純粹認識論（ないしは認識過程論）の検討よりも、道徳論の検討を主たる対象とすることになる。

ロックが認識論を扱う舞台は、『人間悟性論』である。この『人間悟性論』は、本書によって、『世俗権力論』や『自然法論』以来のロックの若きころからの探求の課題を引き継いだものと定位され、その課題とは、「神の法Ⅱ自然法的秩序の確立」という実践的問題解決に直結した自然法の認識の問題であったとされる（一六二、一九〇ページ）。

著者によれば、『人間悟性論』においてロックが「実在的本質」の認識可能性を断念したがゆえに、彼の認識論は「相対主義」に帰着し、神の存在を必然化することになる。（二〇五ページ）。だが、残念ながら、認識論における相対主義が、いかにして「神の存在を必然化することになるのかは、本書ではその論理が示されていない。しかし、恐らく、認識論において「相対主義」を持しつつ、なお普遍的道徳学を維持するには、「神の存在」がいかにも不可欠であるとのイムブリケーションに著者は立っていると思われる。そうだとすると、著者の解釈も、その結論においては、ロックの真意から遠くないと思われる。なぜならば、その結論は、ロックのいわゆる「論証的道徳学」の公理的出发点をロックにおける「神」の「自明性」に見る著者の把握（二〇九ページ以下）へと連なり、そしてこの把握は、正しいからである。少なくとも、ロックにおいて、自然的認識論の相対主義との関わりはさておくとしても、「論証的道徳学」の実質的成立に向けての善・悪の基準としての神の存在

確信の必須性は、宗教信仰と同様に価値基準の一般的承認の基礎となり、ロックが行っている一定の行為の価値判定のための三段論法的推理に実質的意味を付与する根基となっていたのである。ガフやダンなどがロック像の根底にこうした「神」の信仰的肯定を認めて、統一的ロック解釈に一つの方向を示したのもそうした立場からであった。しかしながら、著者の場合は、ダンやガフとの一致は瞬間的であって、「神」および「自然法」のロックにおける肯定も、後に見るように、さらに「歴史的性格」へとその規範性を希弱化していく運命にあったのである。

その運命の終局に邂逅する前に、著者がロックにおける「論証的道徳学」以外の道徳的心理学を明解にバラフレーズして、いることを指摘しておかなければならない。著者によれば、ロックの人間において道徳性を担保するのは、「不安」の存在と、この「不安」に基づく欲望コントロールの能力の存在である。いわばこの心理機制において、「欲望」間の選択や「欲望」満足との停止といった人間の「自由」が価値と関係づけられるのである。つまり、ある欲望は「個人の自己保存」へと傾くが、それが「神」の意志 \parallel 自然法の命令でもある「全人類の保存」の価値判断よりの不安の衝動を受けることによって、欲望実現の停止の間に機能する「熟慮」を経過して（ここに「自由」が存在する）具体的行動の決定にいたるのである。だが、それでは、そうした道徳的心理学において、ヘドニズムやファクチュアリズムからわれわれを連れ出すその「不安」の質を担保するものは何なのか、また「熟慮」の方向づけを支えるものは何なのか、についてのロック思想の分析は、本書には見られない。

いうまでもなく、ロックの人間における自然法命令の最終的・結果的実現の指摘でもって、この質の担保としたり、方向づけとすることが本末転倒であることは、明らかである。右の空隙部分を埋めるには、その実存活動の過程に「論証的道徳学」へと学的に働いたその同じロックにおける「神」の自明的存在を指定することを迫られる局面があるのではないか。ロックにあっては、「神」の確信が具体的実践主体の実存活動において深いイムバクト——それは信仰によって担保される以外にないのであるが——をもつことにより、心理的動機と道徳的義務が限りなく接近しうるのである。しかるに、著者がバラフレーズしたロックの道徳的心理学から出てくる人間のいわば実存的条件は、個人の自己保存と人類の保存の間に存在するとロックが認識した連動関係——すなわち「自己保存 \downarrow 自然への働きかけ \downarrow 全人類にとっての富の産出」——と捉えなお

され、さらに「個々の人間を自然法の認識主体として設定することと個体を労働主体として理解すること」の対応として把握されるのである(二一五ページ)。ロックの『統治論』と『人間悟性論』が根源的に整合するとする著者の主張は、こうした『人間悟性論』における自然法を認識する「自由な人間」すなわち「労働主体」が、そのまま『統治論』の「自然状態」へと設定されると解することから結果するのである(二二五ページ)。著者にとっては、両著の関係は『人間悟性論』が『統治論』の論理的基礎をなすといったものであり、この関係が同定された以上は、両著作間の同一の「社会的」歴史的「性格」が、いとも容易に語られることとなり、「ロック認識論は結局のところ、ブルジョワ的自然法秩序形成」近代市民社会形成の基礎理論であった」こととなるのである(二三四ページ)。

かくて、われわれは、道徳哲学的問題の延長として探求に乗り出されたという、クランストンによる指摘以来、今やロック研究者の公理となつた『人間悟性論』の位置づけと、その所論の内容からしてこれまた疑問の余地なく道徳哲学の一分支としての政治論を扱つた書物である『統治論』の接点が、「歴史的「性格」の名において到達され、「ロック認識論は結局のところ、ブルジョワ的自然法秩序形成」近代市民社会形成の基礎理論であつた」という、規範性よりも歴史性を強調するテーゼを提供されたことを知るのである。評者としては、この結論によって、本書の根底的立場いかんという根本的な疑念を確認した思いを抱かざるをえない。

四、

前節の結論は、『統治論』と『人間悟性論』の関係を、後者を前者の「論理的基礎」と捉えることによって、『統治論』の合理論に対する『人間悟性論』の経験論といった二元的捉え方を克服した苦心の結末を示したことは確かである。だが、その結末は、ロック思想に余りにも一定の時代に極限的な限定的イデオロギー的機能しか見い出さないうで終わってしまう恐れなしとしない。評者は右のロックの両著作の一元性を両著作の根底にある「神的な作品」の実践的活動の二面と捉えることによつてのみ、その恐れを回避できると考えるのであるが、本書の著者の分析意図はその「神的な作品」をすら経歴的歴史

的機能へと薄め、もって、超越性と規範性の香りを剝奪する方向へと赴いたと、評者には思われるのである。以下、この点に絞って、本書を全体的に見直してみたい。

本書を構成する各章（「補論」を除く）の基底部分は、初出一覧から判るように（「はしがき」、Ⅳ）、すでに一九八三年以前に公刊された論文であった。この一連の論文の最後のもの（第六章）から六年を経過してはじめて（つまり名譽革命から三〇〇年目に）著者がそれらをブック・フォームに託すことに意を決するまでには、大小さまざまな修正・加筆がほどこされたことは、初出一覧の原論文と本書との比較によって明らかになるところである。その加筆のうち最大なのは、本書評の第二節で触れたロック研究動向に見られる「ロック思想における『宗教的先占觀念の理論的中核性』に注目する一傾向」を批判・克服せんとした個所である。実際、著者は、本書の「はしがき」において、「神の作品」としての人間が神意をこの地上において実現することをはかるべく義務づけられているという思考の原基を（「ロックの思想は」保持し……「そして」自然法的社会秩序の具体像をロックは探求している」（「はしがき」、Ⅳ）、と記している。しかしながら、著者は、ロック思想における「神の作品」の重大な位置を積極的に分析した例を、第四章までの本書の基本的部分に相当する原論文のうちには公刊しなかつたのである。さきに触れた拙著に対する論評の部分の本書への新たな挿入によって、はじめてそれが可能となったのであり、それなくしては、ロックが「神の作品」パラダイムを「思考の原基」としているといった、右のような書物の冒頭における「神の作品」の積極的要素性の断言の根拠が存在しえなかつたわけである。

著者をして「神の作品」パラダイムをロック思想の本質的要素中に包摂せしめることに決せしめたのには、明らかに加藤節氏著『ジョン・ロックの思想世界—神と人間の間—』（一九八七年）のイムバクトが存在したであらうし、あるいは本書によって俎上に乗せられた評者のロック像の多少の貢献もあつたかも知れない。否、そうしたことにもかなり先だつて、「神の作品」パラダイムに属するロック思考における「神学的枠組」の強調路線（ジョン・ダン『ジョン・ロックの政治思想』（一九六九年））はすでに著者の視界の中にあつて、これが、原論文においても「神の意志」Ⅱ「自然法」の中心的位置への言及が一再ならず存した所以なのである。しかしながら、問題は、「自然法」や「自然法的秩序」といった概念以上に、より根源的なものとしての「神の作品」概念を本書の刊行に際して正面から採用し、それと自らのロック像解釈との統合性・整一性を著者

が確信したのは、いかなる観点によったかということである。

著者が「神の作品」を自らのロック解釈像に包摂したとき、そこに生まれたのは、すでに見たように、「イギリスに固有の重商主義」のイデオログたるロックであった。すなわち、「神の作品」の包摂は、神意の表明たる自然法的秩序の発現として人間の欲望を「規制」する機能を肯定し、これを「自然状態」において消滅せざるものと認め、さらにこの機能を統治に保留したことを強調することによって、ここに「重商主義」という歴史的な経済実態の反映を見るのである。しからば、この理論機構のうちに、「神の作品」にあるべきいかなる規範的機能が埋めこまれたと考えられるのであろうか。

「市民的」とか「ブルジョワ的」とかの要素は、それ自体歴史的範疇なるがゆえに、ロックを「重商主義」の狭い枠を突破して連れ出す——もしこれが叶わなければロックは過去の思想家であり、その研究には歴史的興味以外に残るものはない——ための用語となりえないことは明らかである。そうなりうるには、「市民」とか「ブルジョワ」といった用語に潜む時間の制約を被らない価値が指摘されなければならないが、その指摘は本書にはない。これに対して、「神の作品」パラダイムとしてのロック政治学像のレゾン・デートルは、まさに、そうした超時間性にあつたはずであり、それなくしては「神の作品」パラダイムを語ることは、実は、無意味なのである。

しかるに、本書において、「神の作品」としての人間像の受容が生む「ロックの宗教的」自然法的表現が、歴史「具体的」には近代市民社会「価値法則形成の思想的横杆となったことが看過されてはならない」(二九一ページ)といわれるとき、その「価値法則」が「資本制的取得(他人労働の取得「搾取」)の法則に転化し、近代資本主義の確立をもたらす」(二九一ページ)種類のものであつたことをわれわれは告げられるのである(他にも、「市場の存在および貨幣の導入が、労働主体の勤労意欲を刺激し、「労働にもとづく所有」「蓄積の絶えざる拡大を促す契機となつた」進行は、神の法「自然法に適合的な行為として……積極的には認されねばならない」(九七ページ)なども引証できよう)。しかもそこには、近代資本主義を批判し、これを超脱する靈感源をカッコに括つた上での機能的判断としてのものだとの留保は、何ら付されてはいないのである。留保なしのそうした歴史法則的帰結は、本書の基本的方向が例えば「自然法を引証基準とする所有「規制」(「ロック政治論における規範的意味——評者」)のロックの内実「歴史的性格」といった、歴史内構造の「確立」にある(二五二ページ)ことに基因することは論を俟た

ない。つまり、著者の視点は、普遍的規範原理(著者はロック分析に際してこの概念の使用可能性をけつして否定しているわけではない)の歴史的機能への還元据えられていて——したがって結果的には規範原理を歴史のオブラートに包んでしまうこととなる——、歴史内的に苦闘する思考のうちに普遍的規範原理を掬うることにはなかったということである。本書は、まさにそうした視点からのロック政治思想の一貫的な分析の書として評価されるべきであるとともに、同時に、その視点のゆえにロックの歴史的現実への深い関わりや真の意味の周りを、隔靴の感を漂わせつつ巡ることならざるをえなくなっているといわざるをえない。

以上を確認的にいうならば、本書は、ロック思想の一元化をなし遂げうる独特の道を求めつつ、いったん到達されたロック解釈の「概念的」統一像のその「歴史の意味」を追究するなかで、ロック政治学の本質が「イギリスに『固有な重商主義』の政治学であったとの帰結を得たのであったが、その間持されたロック思想における統一性を求めんとするその誠実な究明の精神は、評者の高く評価せざるべからざる点であったにもかかわらず、結論として打ち出された「イギリスに『固有な重商主義』の政治学というロック思想の究極像のうちには、一体、どれほどに、時代を超えて訴えうる世界形成のメッセーヂを宿す古典としてのロック思想の評価が含まれるのであろうか。およそ偉大な思想家にして、その歴史の実像に迫られつつ、しかもなおそのうちに歴史を超えて有する靈感源を宿すことによって、歴史に還元しつくされない解釈像の余地を残さない思想家は皆無であるが、ロックをそうしたその名に値する思想家の一人とする以上、この古典性と「歴史の意味」との突き合わせを企てる際に本書の採る方法の有効性が問われることにならざるをえないということになるのである。実際、ロック政治学に対して本書によって付与された「イギリスに『固有な重商主義』の政治学という性格の内側にも潜む普遍的価値、すなわち他の時代にも受肉し、その時代を価値的に方向づける形相因たる普遍的価値性をも見込む「歴史の意味」を探究する視角は、思想書を読み解く有効な方法として採りえべくして、実は本書とはその「意味」のすれ違いのゆえに、本書の著者の目配りから抹消されたごとくである。これが、評者の本書に対する不満の集約点である。